

# 「集落営農」に取り組もう！

～中山間地域の農業を  
「絆」で未来へつなげる元気な集落づくりをめざして～



岐阜県  
岐阜県農業再生協議会

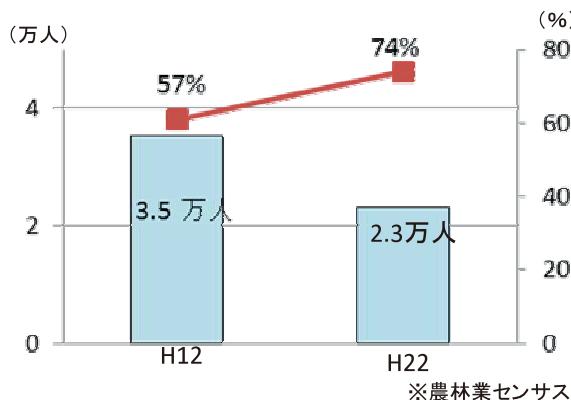


# なぜ今、「集落営農」が必要なのか

## 中山間地域の農業集落・米づくりの現状は・・・

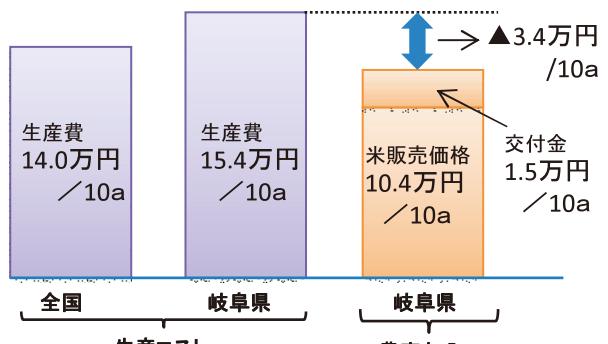
### 農業従事者の減少と高齢化が深刻です

中山間地域の農業就業人口は10年間で1.2万人(▲35%)減少。高齢化率(65歳以上割合)は74%となっています。



### 米価の低迷等により米作りは厳しい経営環境となっています

中山間地域が多い岐阜県の米づくりのコストは全国平均より約1割高で、交付金収入を加えても赤字経営



※農林水産省農産物生産費統計(H23)、米の相対取引価(H21～23)  
コシヒカリ平均

こうした現状の中、米づくりをあきらめる声が多く聞かれます・・・。

年をとって機械作業はもうできない。



農業機械が高く、買い替えできない。

後継ぎがおらず、田んぼを貸したいが借り手もない。

後継ぎはいるけど、儲からないからやりたくないと言っている。

となりの田んぼが耕作放棄地になった。  
虫の発生多く、米作りをやめたい。

鳥獣被害がひどくなった。このままでは米づくりを続けれれない。

人口減少は  
一層進行していきます

農村環境の悪化や  
集落コミュニティの  
維持にも影響

このままでは、ますます田んぼが荒れていき、  
地域農業が衰退することが懸念されます

小規模な個人経営で米づくりを  
続けることが難しい状況です



担い手不足が深刻な中山間地域においては  
「集落営農」による生産体制づくりを進めることが必要です

# 「集落営農」に取り組もう！

## 「集落営農」とは？

### ➤ 集落のみんなで助け合って営農活動を行うのが「集落営農」です。

集落には、専業農家や定年帰農者、サラリーマン、女性・高齢者、移住・定住者など、さまざまな人がくらしています。集落みんなの知恵と力を結集すれば、個人で解決できない問題でも道はひらけます。

## 「集落営農」のメリット

### ➤ 米づくりを効率的に行うことができます（損をしない農業）

- ・農業機械を共同利用することで、無駄な機械投資がなくなり、生産コストを大幅に削減することができます。
- ・高性能な農業機械を導入し、集落内のまとまった農地を効率的に管理することで、労力が削減できます。
- ・経営所得安定対策などの行政支援が受けやすく、経営の安定化につながります。

### ➤ 農地の荒廃を防ぐことができます

- ・米づくりができなくなった農地を共同で管理することで、農地の荒廃が防げます。

### ➤ 新たなチャレンジが可能となります

- ・米づくりの共同化により削減できた労力で、収益性の高い新たな作物づくりや農産加工品づくり、消費者交流事業などにもチャレンジでき、所得の向上につながります。

### ➤ 集落が活性化します

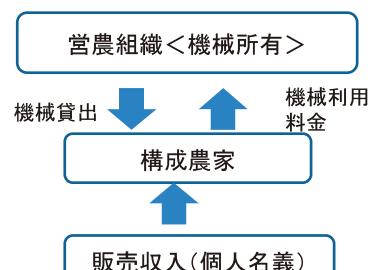
- ・農業生産活動を通じ集落の「絆」が深まることで、様々な集落コミュニティ活動（伝統文化の継承、環境美化など）も活発化し、集落機能の強化につながります。
- ・元気な集落では後継ぎのUターン志向も高まり、定住人口の増加も期待されます。

## 「集落営農」に取り組む組織の形態

### ➤ 集落営農組織には様々な形態がありますが、大きく3つの形態に分けられます。

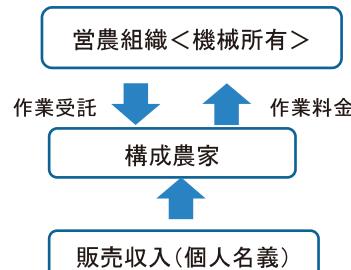
#### 共同利用型

農業機械を共同所有し、構成員が共同利用する形態



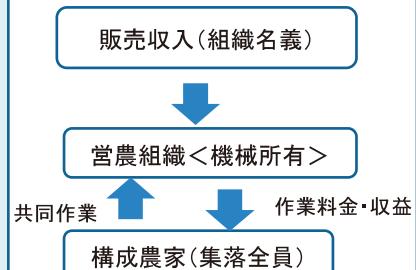
#### 作業受託型（オペレーター型）

農業機械を共同所有し、オペレーターが受託した作業を実施する形態



#### 協業経営型（集落ぐるみ型）

集落をひとつの農場とし、集落内の営農を一括して管理・運営する形態

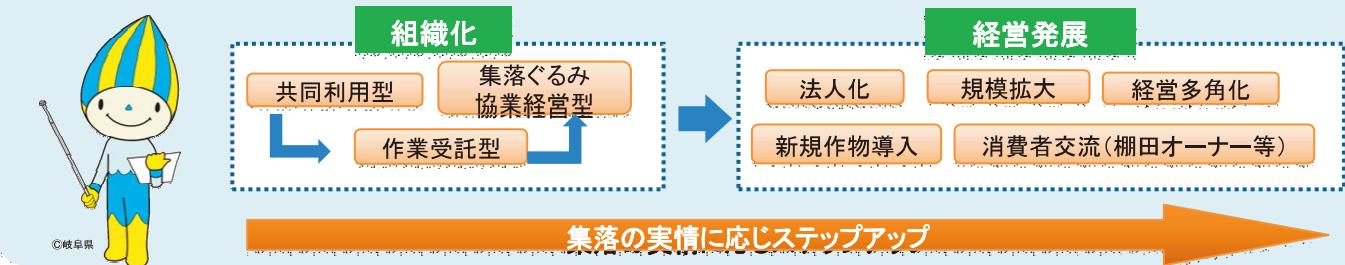


なお、経営所得安定対策の交付対象者になるためには、共同販売経理（農産物の販売等）を行うことなどが前提となります。

# 「集落営農」の推進方法

## ポイント

- ・集落の皆さんが、集落の課題や将来について膝を突き合わせて議論を重ね、集落の将来ビジョンをつくることが大切です。
- ・「集落営農」の取組み形態は様々です。地域のみなさんが合意できる形態から始めましょう。（まずは取り組みをスタートさせることが大切）
- ・取り組みがスタートすれば、地域の実態に応じて活動をステップアップさせていきます。



## 「集落営農」の推進手順

### ステップ1：話し合いの場の設置(検討委員会)

➤集落の中心的なリーダーや若手、女性などで組織します。



### ステップ2：集落の現状・課題の把握(検討委員会)

➤アンケート調査を実施し、集落住民の意向や課題・問題点などを把握します。

### ステップ3：集落ビジョンの検討・作成(検討委員会)

➤集落課題を踏まえ、集落ビジョン(集落の目標、組織化の形態など)を検討・作成します。

### ステップ4：集落ビジョンの合意形成(集落全体)

➤集落説明会を開催するなどし、集落ビジョンの合意形成を図ります。



### ステップ5：集落営農組織設立準備委員会の設置

➤賛同する農家等で、組織運営のルールを検討し、規約等作成します。



### ステップ6：集落営農組織の設立

➤集落営農組織の設立総会を開催します。

## 「集落営農」の取組みへの支援

中山間地域における「集落営農」づくりを目指した集落の合意形成活動等への支援をはじめ、集落営農組織の経営安定に向けた支援（経営所得安定対策、機械導入、オペレーター人材の育成等）を実施しておりますので、お気軽にお問合せください。

## 問い合わせ先

岐阜県農政部農産園芸課 TEL 058-272-1111(代)  
<岐阜県農業再生協議会事務局> (内線2864)

又は お近くの  
県農林事務所(農業振興課・農業普及課)